

○地域医療対策協議会条例

平成 19 年 3 月 20 日
宮城県条例第 30 号

地域医療対策協議会条例をここに公布する。

地域医療対策協議会条例

(設置等)

第 1 条 知事の諮問に応じ、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 23 第 2 項各号に掲げる医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に関する重要事項を調査審議するため、宮城県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第 2 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、地域医療に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 5 条 協議会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(部会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 協議会に、部会の所掌に属させられた事項（以下「所掌事項」という。）の調査審議に資するため、部会委員を置く。

3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、15 人以内とし、会長が指名する。

5 第 2 条第 3 項及び第 4 項の規定は部会委員について、前 3 条の規定は部会について準用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和28年宮城県条例第69号)の一部を次のように改正する。

別表「宮城県地域医療推進委員会」を「宮城県地域医療対策協議会」に改める。